16
一　登録養成施設の別　測量士補養成施設
二　登録年月日　平成二十一年八月三十一日
三　登録番号　補・第19―㈡号
四　登録養成施設設置者の名称　学校法人中央工学校
五　登録養成施設設置者の住所　東京都北区王子本町一丁目二六番一七号
六　法人である場合の代表者の氏名　大森　厚
七　登録養成施設の名称　中央工学校ＯＳＡＫＡ
八　登録養成施設の所在地　大阪府豊中市寺内一丁目一番四三号
九　登録養成施設の長の氏名　中野　吉晟
十　学科又は学科に相当するものの名称　建設情報科、測量科（夜間）
十一　養成業務開始年月日　平成十六年三月一日
17
一　登録養成施設の別　測量士補養成施設
二　登録年月日　平成二十一年八月三十一日
三　登録番号　補・第20―㈡号
四　登録養成施設設置者の名称　学校法人岡山科学技術学園
五　登録養成施設設置者の住所　岡山県岡山市北区昭和町八番一〇号
六　法人である場合の代表者の氏名　瀬戸川正彦
七　登録養成施設の名称　岡山科学技術専門学校
八　登録養成施設の所在地　岡山県岡山市北区昭和町八番一〇号
九　登録養成施設の長の氏名　沖島　弘光
十　学科又は学科に相当するものの名称　測量環境工学科
十一　養成業務開始年月日　平成十七年四月一日
18
一　登録養成施設の別　測量士養成施設
二　登録年月日　平成二十一年八月三十一日
三　登録番号　士・第1―㈡号
四　登録養成施設設置者の名称　学校法人電波学園
五　登録養成施設設置者の住所　愛知県名古屋市熱田区神宮四丁目七番二一号
六　法人である場合の代表者の氏名　小川　明治
七　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校
八　登録養成施設の所在地　愛知県名古屋市中区金山二丁目七番一九号
九　登録養成施設の長の氏名　加藤　仁志
十　学科又は学科に相当するものの名称　測量研究科
十一　養成業務開始年月日　平成十七年四月一日

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　六号
㈢　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員延長		
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁一九番一から同町逢隈中泉字新田三一番一まで	前　三〇・〇〇～二三三・〇〇メートル 後　一三・〇〇～二二五・〇〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　路線名　六号
二　供用の区間　宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁八〇番二から同町逢隈中泉字新田一〇九番まで
三　供用開始の期日　平成二十一年九月十二日十五時

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　路線名　六号
二　供用の区間　宮城県亘理郡山元町小平字南三番八から同町大平字清水七二番一まで
三　供用開始の期日　平成二十一年九月十二日

○北陸地方整備局告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本整備局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百十三号	新潟市東区津島屋から同市北区西名目所まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	改築	平成二十一年九月十三日

○四国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三十三号及び百九十四号
㈢　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員延長		
高知市上町五丁目一〇五番一から同市旭町一丁目字観音堂三番二まで	前　二九・〇〇～四一・九〇メートル 後　二九・〇〇～三七・五〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

供用の区間	図面縦覧場所
路線名	
三十三号及び百九十四号	高知市本丁筋字五丁北側一五〇番から同市旭町一丁目字堂ノ西三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十一日